

就学指定校の変更・区域外就学許可基準

* 下の表は許可可能な事由であり、必ず許可できるものではありません。

* 保護者の責任のもと通学上の安全が確保できる場合に限られます。

* 自転車通学は安全上認められていません。徒歩または電車・バス等の公共交通機関を利用して通学しなければなりません。

区分	事由	対象	許可期間	申請にあたり必要な書類等	
転居等によるとき	学期(学年)途中の引越し等のため、校区が変わり転校しなければならないが、そのまま従前の学校に就学する場合	小学校	1年～4年 5年～6年	学年末まで 小学校卒業まで	・就学通知書、区域外転居通知書などの提示
		中学校	1年 2年～3年	学年末まで 中学校卒業まで	
	事情により住民票は別のところにあるが、実際に居住している住所地の学校へ就学する場合(住宅の購入、夫婦間のトラブル、債務のため住民異動届ができないなど)	小・中	全学年	必要と認める期間	・現在の住所地の民生児童委員による居住証明書 ・住宅の売買契約書の写し等(転居地、転居日等が確認できるもの)
	住宅の購入等により、転居することが確定している校区の学校へあらかじめ就学する場合	小・中	全学年	必要と認める期間	・住宅の売買契約書の写し等(転居地、転居日等が確認できるもの)
	住宅の建替えにより一時的に住所を変更する場合	小・中	全学年	入居まで	・工事請負契約書の写し(公営住宅の場合は、所管課の証明書) ・住民異動届をしない場合は、実際に居住する住所地の民生児童委員による居住証明書
保護者の就業等の事情により、児童生徒の保護監督に支障があるとき	保護者が住居以外で商店等を営業しており、昼間の生活場所である当該店舗等から通学する場合	小・中	全学年	必要と認める期間	・店舗等の所在地の民生児童委員による証明書
	保護者の勤務の関係で祖父母等に預けるなどで、祖父母等宅から当該校区の学校へ通学する場合 又は 児童生徒を保護者以外の者の家に居住させ、その家の校区の学校へ就学する場合 (留守家庭等のため)	小・中	全学年	必要と認める期間	・両親それぞれの勤務にかかる証明書(勤務時間帯及び勤務日数の記載があること) ・祖父母等宅の住所地の民生児童委員による証明書 ・保護者の申立て書兼誓約書 ・預かり先の申立て書兼誓約書 ・預かり先(親類・知人)の住所地の民生児童委員による証明書 ・その他必要な書類
教育的配慮が必要であると認められるとき	いじめ等で指定学校以外の学校へ就学することで問題が解消されると見込まれる場合	小・中	教育上の配慮の必要な児童生徒	必要と認める期間	・事前に学校、教育委員会等との協議が必要 ・学校長の副申書等
	兄弟が指定学校の変更を許可されており、弟妹が同じ学校へ就学する場合	小学校	1年～4年	その兄又は姉が卒業するまで	・兄又は姉の校区外通学許可許可書(写し)の提示 *別紙 取扱モデル参照
	特別支援学校入学、特別支援学級入級のため	小・中	教育上の配慮の必要な児童生徒	入学又は入級の期間	・事前に学校、教育委員会等への相談が必要
私立学校等入学	私立小中学校又は国公立大学の付属学校等に就学する場合	小・中	全学年	卒業まで	・入学許可証又は在学証明書
その他	上記の事由に準じ、かつ、その他教育委員会が特に必要があると認める場合	小・中	教育上の配慮の必要な児童生徒	必要と認める期間	・事前に学校、教育委員会等との協議が必要 ・学校長の副申書等
特別許可区域	特別許可区域のため(当該区域は下記のとおり)	小・中	全学年	就学期間	

特別許可区域

該 当 区 域	指 定 校	就 学 校
額田町1～3番	浜 小	小 園 小
高田町4番11～15号、17号	小 田 北 中	小 園 中
塚口本町7丁目1番8～14号、2番18～36号、3～9番	園 田 小 園 田 中	上 坂 部 小 小 園 中

別紙 取扱モデル

学期途中の引越し等で兄弟が指定学校の変更を許可されており、弟妹が同じ学校へ就学する場合

